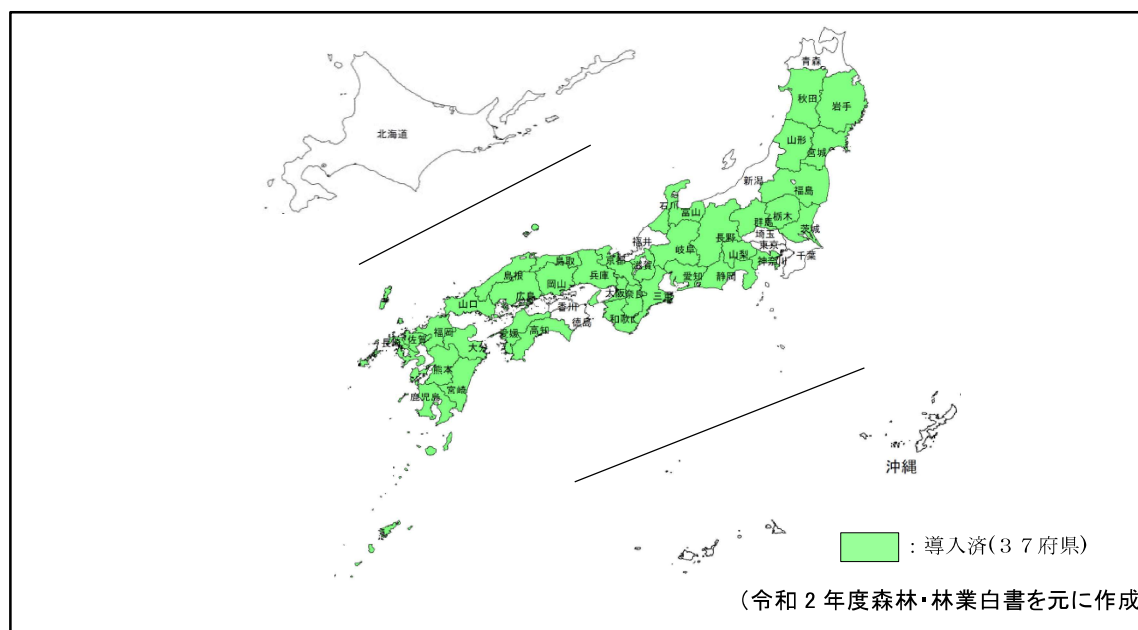


参考-17 地方公共団体による法定外目的税の参考資料

(地方公共団体による法定外目的税の具体的事例)

○代表的なものとして、森林整備・管理のために行われる森林環境税が挙げられます。森林の整備を主な目的として、地方公共団体が独自に課税制度を導入する取組であり、超過課税を導入した府県の多くは課税期間を5年間としています。平成15年に全国に先駆けて、高知県の森林環境税や愛知県のあいち森と緑づくり税等が導入された後、令和2年度現在、37府県において同様の制度が導入されています。

図表 A. 62 都道府県による独自課税（森林環境税）の導入状況



○多くの地方公共団体においてこのような税収は基金化されています。神奈川県、岐阜県のように森林整備につながる取組として、水質保全のための水質モニタリング調査や汚濁負荷削減施策等に活用されている事例もあります。

○神奈川県(水源環境保全税)や岐阜県(清流の国ぎふ森林・環境税)の法定外目的税の事例の概要を図表 A. 62 に示します。

図表 A. 63 法定外目的税の概要

税名	基金名	目的	URL
神奈川県 水源環境保全税	神奈川県水源環境保全・再生基金	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全・再生 ・河川の保全・再生 ・地下水の保全・再生 ・水源環境への負荷軽減 	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4832/
岐阜県 清流の国ぎふ森林・環境税 (導入年：H24) (R9.3まで延長)	清流の国ぎふ森林・環境基金	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全を目的とした水源林等の整備 ・里山林の整備・利用の促進 ・生物多様性・水環境の保全 ・公共施設等における県産材の利用促進 ・地域が主体となった環境保全活動の促進 	http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/zeikin/kenzei/11110/kankyo_uzei.html

図表 A. 64 神奈川県の水源環境保全税の事例

【神奈川県の水源環境保全税】

なぜ、水源環境の保全・再生が必要なの？

私たちが使う水は、ダムの上流に広がる森林や河川など、水源地域の自然環境によって育まれています。ところが、今、水源地域では、森林の荒廃や、生活排水によるダム湖の水の汚濁など、深刻な問題が起きています。

そこで、県では、豊かな水資源を次世代に引き継ぐため、水源地域の自然環境が再生可能な今のうちから、様々な取組を行っています。

この取組の趣旨にご賛同いただける法人・団体・個人の皆さまからご寄付を募っておりますので、皆さまのご理解・ご協力をぜひともお願い申し上げます。



草を食べるシカ
⇒シカの採食により、土がむき出しになる



アオコの発生(相模ダム)
⇒アオコは、水道水のカビ臭の原因となる

水源環境保全・再生事業のめざす姿

森林の保全・再生

- 水源かん養をはじめとする公益的機能の高い森林づくり
私有林の公的な管理・支援と森林資源の持続的活用のもと適切な整備を計画的に行うことにより、森林の荒廃に歯止めをかけ、水源かん養など公益的機能を高度に発揮する森林をめざします。

河川の保全・再生

- 県民の水がめにふさわしいダム湖の水質
アオコの発生にかかわりのある窒素・リンの濃度を極力抑えるとともに、様々な対策を多面的に講じて、アオコが発生しにくい湖内環境の創造をめざします。
- 自然浄化機能の高い河川・ダム湖
河川や水路、溪流、ダム湖において、水辺の生態系を保全・再生することにより、自然浄化機能を高め、環境と調和した持続的な水利用をめざします。
- 貯水機能の高いダム湖
しゅんせつなど継続的な堆砂対策によりダム湖の貯水機能の持続的な保全をめざします。

地下水の保全・再生

- 持続可能な地下水利用
地下水の適正な利用と保全により、将来にわたり、地下水利用や環境面に影響のない水位レベルを維持し、持続可能な水利用をめざします。
- 地下水汚染のない水道水源地域
地下水を水道水源として利用している地域において、地下水の水質が環境基準以下の数値となることをめざします。

水源環境への負荷軽減

- 水質・水量両面における負荷の軽減
河川やダム湖に流入する生活排水をはじめとする様々な水質汚濁負荷を、総合的に削減することにより、水源水質を改善し、さらにおいしい水道水が飲めることをめざします。また、効率的な水の活用に努め、水利用に伴う水環境に対する負荷を最小限にとどめます。

神奈川県 環境農政局 水・緑部 水源環境保全課
〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 Tel.045-210-4352(直通)
メールアドレス suigenkankyo@pref.kanagawa.jp



**神奈川県
水源環境保全・再生基金**

～かながわの水源環境の
保全・再生をめざして～



おいしい水を
いつまでも飲めるように
皆さまからのご寄付をお願いします！



水源環境保全・再生
イメージキャラクター
しずくちゃん

(出典：神奈川県 <http://www.pref.kanagawa.jp/documents/29776/781662.pdf>)

図表 A. 65 岐阜県の清流の国ぎふ森林・環境税の事例

【岐阜県の清流の国ぎふ森林・環境税】


清流の国ぎふ森林・環境税について

森林・環境税は清流の国ぎふづくりに役立てられています

岐阜県では、平成18年5月の「全国植樹祭」、同22年6月の「全国豊かな海づくり大会」を契機に、森・川・海のつながりの中での環境保全に対する意識が高まってきています。

一方、適切に管理されていない森林や野生動物による農作物の被害の増加、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが問題となっています。これらを放置すると私たちの安全・安心な生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

県は、こうした意識の高まりと森林・環境対策の緊要性から、豊かな自然環境の保全と再生に向けた取り組みを推進するための費用を、県民の皆様等に等しくご負担いただく「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24年度から導入しました。



【県民の生活や地域の産業を支える様々な森や川の働き(公益的機能)】

(出典：岐阜県 HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/283027.html>)

参考-18 条例等による協力金の参考資料

(地下水利用料金に関する制度の具体事例)

○地方公共団体で定めた条例、要綱に基づいて納入された協力金が、主に地下水の保全及び利用の適正化を図るための活動資金として用いられています。

○熊本地域（熊本市を含む 11 市町村）では、行政が地下水採取量に応じて一定の負担金を拠出することにより率先して保全に取り組むとともに、事業共同体として「基金」を母体とする「公益財団法人くまもと地下水財団」を設立し、賛助会の組織を通じて会費、寄付金という形で協力金を募り、事業資金とする仕組みを作り上げています。

【許可採取者の寄付金の目安】

例えば、地下水採取量 50,000 m³の重点地域（熊本地域）の許可採取者が、財団への寄付等により涵養対策を講じる場合、「重点地域（熊本地域）における地下水涵養の措置による推定涵養量の算定方法に許可採取者が、例えば地下水財団が実施する涵養事業に寄付等を行うことにより涵養対策を講じる場合は、採取量 1 m³当たり 0.3 円を採取量に乗じて得た額を目安とする」との記載により

$$50,000 \text{ m}^3 (\text{採取量}) \times 0.3 \text{ 円} = 15,000 \text{ 円} (\text{寄付金額})$$

○秦野市では、昭和 50 年に「秦野市地下水の保全及び利用の適正化に関する要綱」を制定し、平均 20m³/日以上地下水利用事業者に対して「地下水利用協力金」の納入を義務付けました。

○地下水利用協力金の額を 1m³あたり水道水供給単価の 3 分の 1 以内である 5 円と決定し、協力金の納付については、制度開始当初 29 事業所と協定を締結しました。これらの事業所の井戸すべてに量水器を設置し、地下水利用協力金の納付が始まりました。その後、現在（平成 25 年度）では、31 事業所と協定を締結し、協力金単価は 20 円/m³となっています。

○要綱の第 8 条において、協力金を納入しないものに対しては、水道水の供給を停止することができますと規定されています。

【秦野市地下水の保全及び利用の適正化に関する要綱（抜粋）】

（協力金）

- 第 3 条 地下水利用者は、第 1 条の目的を達成するために必要な協力金を本市に納入しなければならない。
- 2 前項の規定する協力金は、第 5 条に定める地下水使用水量に本市水道事業会計の前年度決算に計上された水道水の平均供給単価の 3 分の 1 に相当する額を乗じて得た額を限度として、関係者協議の上、定めるものとする。
- 3 協力金は、4 半期ごとに市長が発行する納入通知書により納入するものとする。

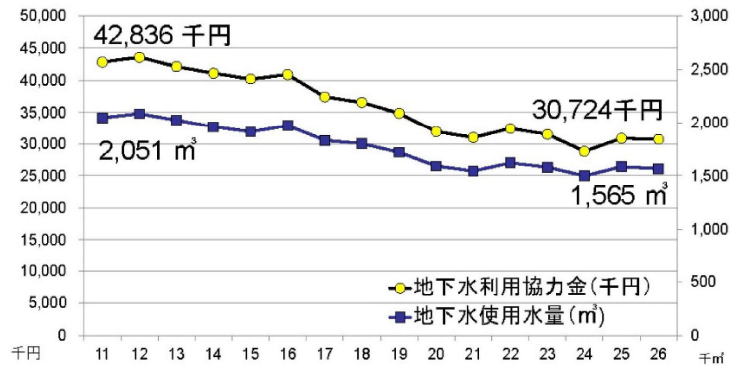
（市長の責務）

第 4 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、地下水利用者の協力を得て総合的な施策を講じ、地下水資源の適正な保全と利用に努めるものとする。

（非協力者に対する措置）

第 8 条 市長は、この要綱により納入すべき協力金を正当の理由なく納期限内に納入しないものに対しては、以後の当該地下水の採取を禁止し、又は水道水（生活用水を除く。）の供給を停止することができる。

図表 A. 66 地下水利用協力金収入額の推移



（出典：<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000639/simple/2705shiryō7.pdf>）

図表 A. 67 協力金の事例（神奈川県秦野市・地下水利用協力金）

【秦野市の地下水利用協力金】

2 地下水利用協力金制度の創設について

昭和30年代後半
人口増加、都市化 → 地下水くみ上げ量の増加

昭和40年代
農地開発、道路の舗装化等 → 雨水浸透面積減少

地下水の将来的な枯渇の恐れ

3 地下水利用協力金制度の創設について

水道審議会意見（昭和49年4月）

「水資源保全に要する費用は、水道利用者（主に市民）が間接的に負担することになるが、他に地下水を利用している事業所が何ら負担しないのは不公平であり、地下水採取を規制する意味からも何らかの負担を事業所に求めるべきである。」

協力金の導入に当たって、科学的知見に基づいた説明を実施

4 地下水利用協力金制度の内容

昭和50年4月
秦野市地下水の保全及び利用の適正化に関する要綱

1日当たり20㎡以上の地下水利用事業者

「地下水利用協力金」を納入

協力金単価

水道水供給単価の3分の1以内
で各関係者と協議の結果で設定

5 地下水利用協力金単価の変遷

	昭和50年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和62年	平成7年	平成26年
協力金	5円	7円50銭	10円	15円	17円	20円	20円
供給単価	28.69	54.90	77.99	78.79	89.18	105.93	104.62
上記1/3	9.56	18.30	26.00	26.26	29.73	35.31	34.87

（単位：円）

6 H26 地下水利用協力金協定締結事業者

No.	業種	地下水使用水量(m ³)	No.	業種	地下水使用水量(m ³)
1	製造業	598,833	17	製造業	8,572
2	製造業	192,042	18	廃棄物処理業	8,229
3	製造業	191,649	19	飲食業	7,127
4	製造業	98,479	20	医療機関	6,162
5	ゴルフ場	96,321	21	畜産業	6,106
6	ゴルフ場	90,376	22	製造業	4,938
7	ゴルフ場	67,576	23	廃棄物処理業	4,357
8	教育機関	32,675	24	事業団体	3,236
9	製造業	32,100	25	製造業	3,141
10	総合小売業	28,627	26	製造業	2,909
11	研究機関	21,788	27	ガソリンスタンド	1,225
12	製造業	20,702	28	福祉施設	465
13	製造業	9,953	29	ガソリンスタンド	154
14	飲食業	9,646	30	ガス業	0
15	運輸業	9,003	31	廃棄物処理業	0
16	製造業	8,670	合計		1,565,061

8 協力金の充当事業（平成26年度決算見込み）

事業名	内 容	支出額
地下水観測等業務	将来の地下水流動予測を可能とするモデルの開発のため、地下水位等を観測	2,407,860円
家庭用雨水浸透ます設置補助金交付事業	雨水を地下に浸透させてかん養する「家庭用雨水浸透ます」の設置者に対する補助金の交付	25,000円
水田かん養事業	休耕田や冬期水田に水を張り、地下に浸透させて、地下水の人工かん養を行う。	1,175,573円
地下水注入事業	地下水のかん養のため、循環冷却水の地下水注水	512,421円
雨水浸透施設事業	雨水浸透装置を設置して、地下水の人工かん養の実施	23,175円
森林づくり事業負担金	水源かん養機能をさらに高められるよう、一般会計の森林づくり事業費（133,173,602円）の一部負担	4,700,000円
地下水保全事業	地下水利用事業者の水量を測定する量水器の設置や観測井の維持管理などの地下水保全全般	21,838,873円
合 計		30,682,902円

（出典：秦野市水道局 <http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000639/simple/2705shiryo7.pdf>）

○座間市では、「座間市の地下水を保全する条例」の中で「地下水保全対策基金」を設置しており、地下水調査等の施策を実施するために要する費用について、地下水採取事業者に対し、協力金の納入を求めることができます。

○事業者が「地下水保全対策基金」を支払わない場合、その事実について公表することが罰則規定となっています。

参-95

【座間市の地下水を保全する条例（抜粋）】

（基金）

第 34 条 市長は、市民の浄財を受けて、地下水を保全する事業その他必要な事業を行うために地下水保全対策基金を設置することができる。

（公表）

第 35 条 市長は、この条例の規定に対して悪質な違反をした者があるときは、その事実について公表することができる。

○長岡京市では、長岡京市内において、地下水を採取し、業務の用に供する者のうち、「長岡京市地下水採取の適正化に関する条例」に定める地下水採取者を対象として、1m³につき、1～2.5 円の負担金の納入が求める「長岡京水資源対策基金」を設置しています。

【公益財団法人長岡京水資源対策基金水資源対策負担金に関する要綱（抜粋）】

（負担金に係る協定）

第 3 条 負担金の負担について地下水利用者の同意を得たとき、理事長は、当該地下水利用者と別記様式の協定書による協定を締結するものとする。

2 前項の規定により基金と協定を締結した地下水利用者は、基金の正会員とする。

（負担金の額）

第 4 条 負担金の額は、別表に定める算出基準により算出するものとする。

【負担金の算出基準】

取水量区分（1か月あたり）	金額
0～3,000m ³ まで（基本金額）	2,000 円
3,001～10,000m ³ まで（1m ³ につき）	1 円
10,001～30,000m ³ まで（1m ³ につき）	2 円
30,000m ³ を超える（1m ³ につき）	2.5 円

図表 A. 68 協力金の事例（(公財)長岡京水資源対策基金の地下水負担金）

【(公財)長岡京水資源対策基金の地下水負担金】

● 負担金協定の対象となる者

長岡京市内において、地下水を採取し、業務の用に供する者のうち、「長岡京市地下水採取の適正化に関する条例」に定める地下水採取者を対象とします。

但し、次の場合は負担金協定の対象外とします。

1. 市水道事業に供する場合
2. 農業用に供する場合
3. 揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2つ以上ある場合はその断面積の合計）が19cm²未満の場合
4. 動力を用いなくて地下水を汲み上げる場合

● 算出基準

取水量区分（1か月あたり）	金額
0～3,000m ³ まで（基本金額）	2,000円
3,001～10,000m ³ まで（1m ³ につき）	1円
10,001～30,000m ³ まで（1m ³ につき）	2円
30,000m ³ を超える（1m ³ につき）	2.5円

（H15. 4. 1改正）

（出典：(公財)長岡京水資源対策基金 http://www.kyoto-wave.or.jp/nagaokakyo_mizushigen/futan.html）